

**【表紙】**

|                     |   |
|---------------------|---|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書の訂正届出書                                       |
| 【提出先】               | 関東財務局長  |
| 【提出日】               | 平成25年12月16日   |
| 【会社名】               | J Kホールディングス株式会社                                     |
| 【英訳名】               | JK Holdings Co.,Ltd.                                |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 吉田 隆  |
| 【本店の所在の場所】          | 東京都江東区新木場一丁目7番22号                                   |
| 【電話番号】              | 03 - 5534 - 3800（代表）                                |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役財務部長 渡辺 昭市                                       |
| 【最寄りの連絡場所】          | 東京都江東区新木場一丁目7番22号                                   |
| 【電話番号】              | 03 - 5534 - 3803                                    |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役財務部長 渡辺 昭市                                       |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式  |
| 【届出の対象とした募集金額】      | その他の者に対する割当 178,727,250円<br>(注) 募集金額は、発行価額の総額であります。 |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項はありません。   |
| 【縦覧に供する場所】          | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)                    |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年12月6日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、その他の者に対する割当の募集条件、その他この自己株式の処分に関し必要な事項が平成25年12月16日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行株式

##### 2 株式募集の方法及び条件

###### (1) 募集の方法

###### (2) 募集の条件

##### 4 新規発行による手取金の使途

###### (1) 新規発行による手取金の額

###### (2) 手取金の使途

#### 募集又は売出しに関する特別記載事項

オーバーアロットメントによる売出し等について

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

（訂正前）

<前略>

（注）3．本募集とは別に、平成25年12月6日（金）開催の取締役会において、当社普通株式2,300,000株の一般募集（以下「一般募集」という。）を行うことを決議しております。また、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から345,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。

<後略>

（訂正後）

<前略>

（注）3．本募集とは別に、平成25年12月6日（金）開催の取締役会において、当社普通株式2,300,000株の一般募集（以下「一般募集」という。）を行うことを決議しております。また、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した結果、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式345,000株の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行います。

<後略>

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

(訂正前)

| 区分          | 発行数      | 発行価額の総額（円）         | 資本組入額の総額（円） |
|-------------|----------|--------------------|-------------|
| 株主割当        | -        | -                  | -           |
| その他の者に対する割当 | 345,000株 | <u>194,141,850</u> | -           |
| 一般募集        | -        | -                  | -           |
| 計（総発行株式）    | 345,000株 | <u>194,141,850</u> | -           |

(注) 1. 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注) 4. に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

|              |                     |
|--------------|---------------------|
| 割当予定先の氏名又は名称 | 野村證券株式会社            |
| 割当株数         | 345,000株            |
| 払込金額         | <u>194,141,850円</u> |

&lt; 中略 &gt;

- 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本募集は、自己株式の処分に係るものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
- 発行価額の総額及び払込金額は、平成25年11月29日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

| 区分          | 発行数      | 発行価額の総額（円）         | 資本組入額の総額（円） |
|-------------|----------|--------------------|-------------|
| 株主割当        | -        | -                  | -           |
| その他の者に対する割当 | 345,000株 | <u>178,727,250</u> | -           |
| 一般募集        | -        | -                  | -           |
| 計（総発行株式）    | 345,000株 | <u>178,727,250</u> | -           |

(注) 1. 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注) 4. に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

|              |                     |
|--------------|---------------------|
| 割当予定先の氏名又は名称 | 野村證券株式会社            |
| 割当株数         | 345,000株            |
| 払込金額         | <u>178,727,250円</u> |

&lt; 中略 &gt;

- 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本募集は、自己株式の処分に係るものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

(注) 3. の全文削除

## (2)【募集の条件】

(訂正前)

| 発行価格(円)     | 資本組入額<br>(円) | 申込株数<br>単位 | 申込期間          | 申込証拠金<br>(円)    | 払込期日          |
|-------------|--------------|------------|---------------|-----------------|---------------|
| 未定<br>(注)1. | -            | 100株       | 平成26年1月20日(月) | 該当事項はあ<br>りません。 | 平成26年1月21日(火) |

(注)1. 発行価格については、平成25年12月16日(月)から平成25年12月18日(水)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額と同一の金額といたします。

2. 本自己株式処分においては全株式を野村證券株式会社に割当て、一般募集は行いません。

3. 本募集は、自己株式の処分に係るものであり、発行価格(会社法上の払込金額)は資本組入れされません。

4. 野村證券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。

5. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(訂正後)

| 発行価格(円) | 資本組入額<br>(円) | 申込株数<br>単位 | 申込期間          | 申込証拠金<br>(円)    | 払込期日          |
|---------|--------------|------------|---------------|-----------------|---------------|
| 518.05  | -            | 100株       | 平成26年1月20日(月) | 該当事項はあ<br>りません。 | 平成26年1月21日(火) |

(注)1. 本自己株式処分においては全株式を野村證券株式会社に割当て、一般募集は行いません。

2. 本募集は、自己株式の処分に係るものであり、発行価格(会社法上の払込金額)は資本組入れされません。

3. 野村證券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(注)1. の全文削除及び2. 3. 4. 5. の番号変更

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

| 払込金額の総額（円）  | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円）  |
|-------------|--------------|-------------|
| 194,141,850 | 1,000,000    | 193,141,850 |

(注) 1. 新規発行による手取金は自己株式の処分に係る手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 払込金額の総額は、平成25年11月29日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

| 払込金額の総額（円）  | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円）  |
|-------------|--------------|-------------|
| 178,727,250 | 1,000,000    | 177,727,250 |

(注) 1. 新規発行による手取金は自己株式の処分に係る手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注) 3. の全文削除

## (2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額193,141,850円については、本自己株式処分と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額1,280,279,000円と合わせ、手取概算額合計上限1,473,420,850円のうち、平成26年3月末日までに、株式会社銘林及び株式会社宮盛の子会社化のために発行した短期社債の償還に1,000,000,000円を充当し、残額が生じた場合には、平成26年3月末日までに、運転資金のために調達した金融機関からの短期借入金の一部の返済に充当する予定です。

当社グループが所属する住宅関連業界は、中長期的な市場規模の縮小が予想される中、業界再編等が避けられない状況にあり、当社グループにおきましても、営業基盤の拡充・強化を図る観点から、M & Aや業務提携等を積極的に推進しております。

近時では、平成25年3月1日付で東京本社を含め全国に14支店を有する木材・建築資材の製造・販売業者である株式会社銘林を子会社化、平成25年10月1日付で秋田県に製造拠点を置く管柱等の構造用集成材メーカーである株式会社宮盛を子会社化いたしました。

当社は株式会社銘林の株式取得に際し500,000,000円、株式会社宮盛の株式取得に際し500,000,000円をそれぞれ平成25年2月、10月に短期社債で資金調達しております。上記子会社化のために発行した短期社債を償還し、財務基盤の強化を図るため、今回の手取金のうち、1,000,000,000円を充当いたします。

今回の資金調達により堅固な財務基盤を確立し、投資余力の拡大を図るとともに、今後もM & Aや業務提携等を含めた持続的な成長戦略を加速させることで、当社グループの企業価値の更なる向上を目指してまいります。

(訂正後)

上記差引手取概算額177,727,250円については、本自己株式処分と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額1,177,515,000円と合わせ、手取概算額合計上限1,355,242,250円のうち、平成26年3月末日までに、株式会社銘林及び株式会社宮盛の子会社化のために発行した短期社債の償還に1,000,000,000円を充当し、残額が生じた場合には、平成26年3月末日までに、運転資金のために調達した金融機関からの短期借入金の一部の返済に充当する予定です。

当社グループが所属する住宅関連業界は、中長期的な市場規模の縮小が予想される中、業界再編等が避けられない状況にあり、当社グループにおきましても、営業基盤の拡充・強化を図る観点から、M & Aや業務提携等を積極的に推進しております。

近時では、平成25年3月1日付で東京本社を含め全国に14支店を有する木材・建築資材の製造・販売業者である株式会社銘林を子会社化、平成25年10月1日付で秋田県に製造拠点を置く管柱等の構造用集成材メーカーである株式会社宮盛を子会社化いたしました。

当社は株式会社銘林の株式取得に際し500,000,000円、株式会社宮盛の株式取得に際し500,000,000円をそれぞれ平成25年2月、10月に短期社債で資金調達しております。上記子会社化のために発行した短期社債を償還し、財務基盤の強化を図るため、今回の手取金のうち、1,000,000,000円を充当いたします。

今回の資金調達により堅固な財務基盤を確立し、投資余力の拡大を図るとともに、今後もM & Aや業務提携等を含めた持続的な成長戦略を加速させることで、当社グループの企業価値の更なる向上を目指してまいります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### オーバーアロットメントによる売出し等について

（訂正前）

当社は、平成25年12月6日（金）開催の取締役会において、本自己株式処分とは別に、当社普通株式2,300,000株の一般募集（一般募集）を行うことを決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から345,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。本自己株式処分は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために行われ

ます。また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年1月14日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

<後略>

（訂正後）

当社は、平成25年12月6日（金）開催の取締役会において、本自己株式処分とは別に、当社普通株式2,300,000株の一般募集（一般募集）を行うことを決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した結果、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式345,000株の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。本自己株式処分は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社は、平成25年12月19日（木）から平成26年1月14日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

<後略>